

令和 7 年小田原市議会 3 月定例会議案説明資料
(議案第 1 3 号～議案第 1 8 号・議案第 2 0 号・議案第 2 1 号)

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

目 次

○条例議案

議案第 13 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………	1
議案第 14 号	小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………	2
議案第 15 号	小田原市手数料条例の一部を改正する条例……………	4
議案第 16 号	小田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	5
議案第 17 号	小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例……………	6
議案第 18 号	小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例……………	7

○事件議案

議案第 20 号	市道路線の認定について……………	9
議案第 21 号	工事請負契約の変更について（令和 6 年度城山陸上競技場走路等改修工事）……………	13

条 例 議 案 說 明 資 料

議案第 13 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

[制定理由]

刑法の一部改正に伴い、用語の整理が必要となる小田原市表彰条例ほか 12 件の条例を一括して改正するため制定する。

[内 容]

1 拘禁刑の創設に伴う用語の整理（整理条例第 1 条～第 3 条関係）

自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止されるとともに、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、次の条例について所要の用語の整理を行うこととする。

- (1) 小田原市表彰条例（第 9 条関係）
- (2) 小田原市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（第 6 条関係）
- (3) 小田原市職員の給与に関する条例（第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 関係）
- (4) 小田原市職員の退職手当に関する条例（第 13 条～第 15 条及び第 17 条関係）
- (5) 小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（第 5 条関係）
- (6) 小田原市公設地方卸売市場条例（第 6 条の 3 及び第 17 条の 2 関係）
- (7) 小田原市下水道条例（第 5 条の 13 関係）
- (8) 小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（第 4 条関係）
- (9) 小田原市情報公開条例（第 32 条関係）
- (10) 小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（附則第 4 条関係）
- (11) 小田原市個人情報保護審査会条例（第 13 条関係）
- (12) 小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例（第 16 条関係）
- (13) 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例（第 42 条関係）

2 経過措置（整理条例附則第 2 項～第 5 項関係）

懲役及び禁錮の廃止並びに拘禁刑の創設に伴う所要の経過措置を定めることとする。

[適 用]

令和 7 年 6 月 1 日

議案第 14 号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正され、育児のための所定外労働の制限の対象となる職員の範囲が拡大されるほか、仕事と介護の両立のための支援制度に関する周知等が義務付けられることに伴い、本市職員についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲の拡大（第 9 条関係）

正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限の対象となる職員の範囲を次のように拡大することとする。

改 正 後	改 正 前
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	3 歳に満たない子を養育する職員

2 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等（第 16 条の 3 関係）

任命権者は、職員が、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないこととする。また、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度において、介護両立支援制度等その他の事項を知らせなければならないこととする。

3 勤務環境の整備に関する措置（第 16 条の 4 関係）

任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施その他の勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないこととする。

4 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 15 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

宅地造成等規制法の一部改正による経過措置期間が終了し、宅地造成等に関する工事の規制について宅地造成及び特定盛土等規制法の規定が適用されることに伴い、本市が神奈川県から移譲を受け処理することとなる同法に基づく事務に係る手数料を定める等のため改正する。

[内 容]

1 中間検査の手数料の設定（第 11 条関係）

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事（都市計画法の規定に基づく開発行為の許可を受けたことに伴うものに限る。）の中間検査の手数料を次のように定めることとする。

盛土又は切土をする土地の面積	金 額
3, 000 m ² 以内のもの	3, 100 円
3, 000 m ² を超え 20, 000 m ² 以内のもの	6, 200 円
20, 000 m ² を超え 40, 000 m ² 以内のもの	12, 400 円
40, 000 m ² を超え 70, 000 m ² 以内のもの	24, 800 円
70, 000 m ² を超え 100, 000 m ² 以内のもの	43, 400 円
100, 000 m ² を超えるもの	62, 100 円

2 旧宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事に係る審査手数料の廃止（第 11 条関係）

旧宅地造成等規制法の規定に基づき旧宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事に係る審査手数料を廃止することとする。

3 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

議案第16号

小田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔改正理由〕

介護保険法施行規則が一部改正され、地域包括支援センターにおける職員の配置基準が緩和されたことに伴い、本市における当該基準についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

〔内 容〕

1 地域包括支援センターの人員に関する基準の緩和（第4条関係）

(1) 地域包括支援センターの職員の員数の特例

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員の員数について、第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会（以下「委員会」という。）が必要であると認めるときは、常勤換算方法により配置基準を満たすことができることとする。

(2) センターにおける職種ごとの職員の配置の特例

(1)にかかわらず、委員会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき各職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ各職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、当該一のセンターは、各職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。

2 その他

規定を整備することとする。

〔適用〕

公布の日

議案第 17 号

小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

小田原市学校給食センターの移転整備に伴い、当該施設の位置を変更するため改正する。

[内 容]

小田原市学校給食センターの位置を次のように変更することとする。（第2条関係）

改 正 後	改 正 前
小田原市成田 1, 1 1 1 番地の 2	小田原市飯泉 1, 2 4 8 番地

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 18 号

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

施設の老朽化に鑑み、郷土文化館の本館の会議室を廃止することに伴い、その使用に係る規定を削除するため改正する。

[内 容]

1 郷土文化館の本館の会議室の使用に係る規定の削除（第 5 条及び別表関係）

郷土文化館の本館の会議室の使用時間及び使用料に係る規定を削除することとする。

2 その他

1 に伴う規定の整備を行うこととする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

事 件 議 案 說 明 資 料

議案第 20 号

市道路線の認定について

整理 番号	路 線 名	起 点	幅 員 m	延 長 m	摘 要
		終 点			
1	2 6 9 7	久野字柳川原下 2 1 8 8 番 2 1 地先	4.5 ～5.1	157.4	位置図 1
		久野字柳川原下 2 1 7 9 番 1 地先			
2	2 6 9 8	扇 町 六 丁 目 5 7 番 2 地 先	4.9 ～7.5	1177.9	位置図 2
		清水新田字塚ノ越 2 7 6 番 2 地先			
3	3 2 9 7	栢山字荻分 1 1 2 1 番 1 0 地先	5.0	134.5	位置図 3
		栢山字荻分 1 1 2 1 番 3 6 地先			
4	3 2 9 8	栢山字荻分 1 1 2 1 番 2 9 地先	5.0	50.0	位置図 3
		栢山字荻分 1 1 2 1 番 2 3 地先			
5	3 2 9 9	栢山字荻分 1 1 2 1 番 1 7 地先	4.5	50.6	位置図 3
		栢山字荻分 1 1 2 1 番 1 0 地先			

市 道 路 線 認 定 調 書

区分	路線数	延 長		摘 要
		増	減	
認 定	5	1570.4m	――m	
計	5	1570.4m	――m	

位置図 1

久野小学校

久野保育園

中久野公民館

久野駐在所

久野区民会館

向田橋

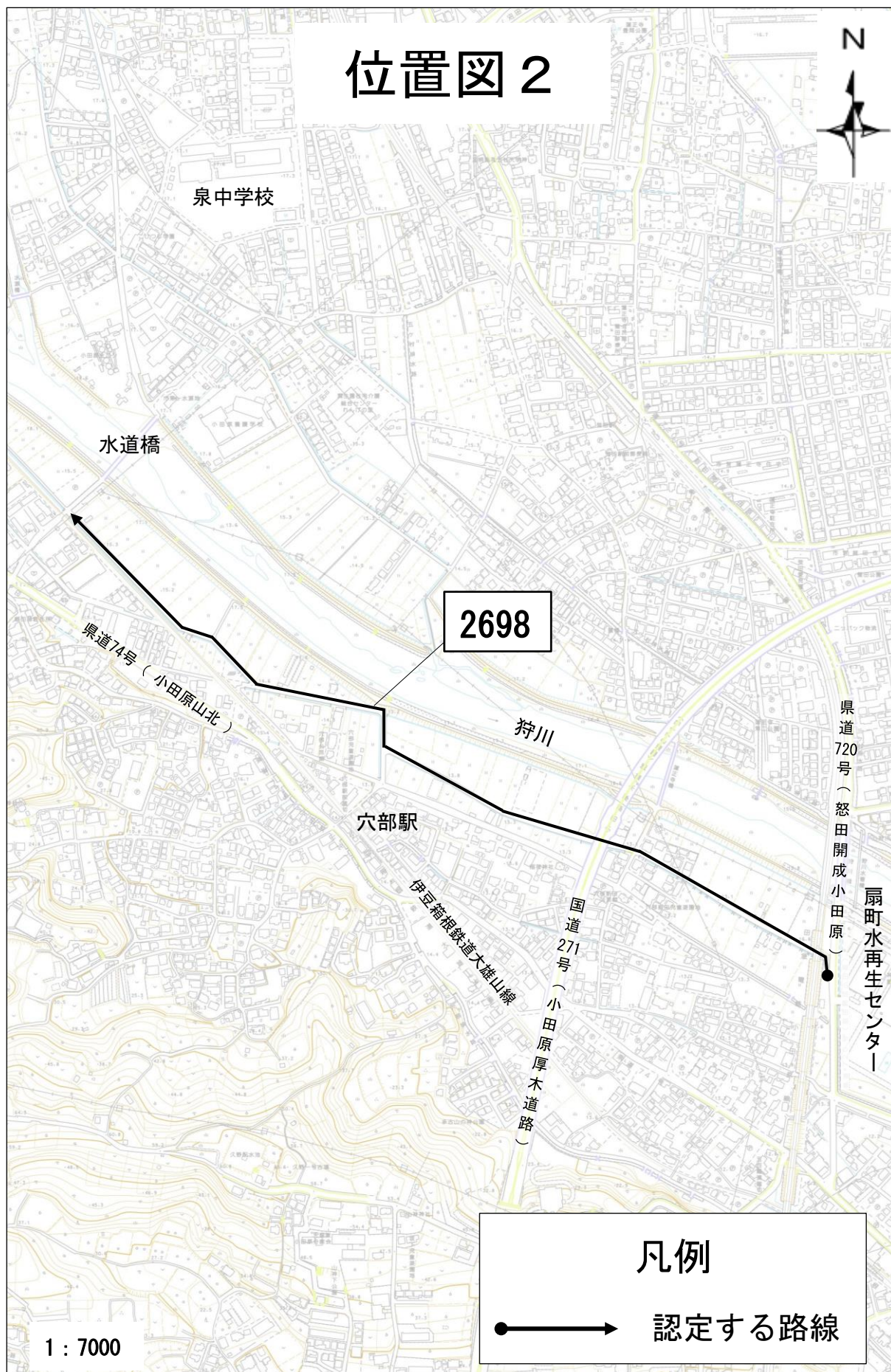
久野川

2697

凡例

認定する路線

1 : 2500





議案第 2 1 号

工事請負契約の変更について

工 事 概 要

工 事 名	令和 6 年度城山陸上競技場走路等改修工事
工 事 場 所	小田原市城山二丁目地内
工 事 概 要	(変更分) 走路距離の測定の基準となる角石及び各種競技のマーカとなる 標識タイルの不一致が確認されたことから、角石の移設及び標識タ イルの設置を行うことに伴う費用変更

配置図

